

# 2012 年度 愛知県の中小企業政策に関する重点提言

## 目 次

### I はじめに

### II 東日本大震災に関する緊急要望・提言

### III 2012 年度 愛知県の中小企業政策に関する重点提言

1. 真に実効力のある「中小企業地域活性化条例（仮称）」策定を保証する体制の構築を
2. 中小企業憲章を国民に広げ根付かせ、その内容の実現を
3. 中小企業が地域で新しい仕事をつくり出すための支援の抜本的強化を
4. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し公正競争の促進を
5. 地域の活力を底支えする地域金融システムと、消費購買力を重視した税制への転換を
6. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システムの構築を
7. 豊かな人間として育つための教育環境の重視と学習型企业づくりの支援を
8. 誰もが共に暮らし、挑戦ができる社会づくりに向けた地域福祉政策を
9. 地域ごとに特色のある地域産業政策を強化し、豊かな地域づくりと安心できる県民生活を

### IV 愛知中小企業家同友会と産学官連携の取り組み

1. 行政委員の嘱託（最近2年間）
2. 大学講座（講義）への講師派遣（2011年度、一部予定）
3. インターンシップ・職場実習（最近1年間）

# I はじめに

## ■ ごあいさつに代えて

私ども愛知中小企業家同友会（会員数 3,100 名余）は、1962 年創立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めてまいりました。この一環として 2001 年より、「愛知県の中小企業政策に関する重点提言」を愛知県産業労働部へ提出し、その内容をご理解いただくべく懇談会を重ねてまいりました。当会からの提案も多数が実現され、日頃の中小企業振興や県民生活向上へのご尽力にあわせて感謝と御礼を申し上げます。

なかでも 2010 年 6 月の「中小企業憲章」の閣議決定は、中小企業の経済的・社会的役割についての考え方、中小企業に対する政府としての期待を基本理念として示すと同時に、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則（政策により実現すべき政策目標）や、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針（具体的施策）を示した画期的なものと考えており、多方面にわたりご尽力頂いたことに深く感謝申し上げます。今後はこの憲章の具体化と活用を大いに期待するとともに、私ども自身も憲章に描かれる期待に沿える存在となるべく、一層の経営努力と研鑽を重ねて参りたいと考えております。

本年 3 月 11 日に突如発生した東日本大震災は、史上稀にみる災禍を日本にもたらしました。愛知県に関しては、その間接被害を被るなかで、自動車産業をはじめとした県内経済に影響が広がりました。当会調査によれば、およそ 90%の企業が被災地との直接取引はないと回答しているにも関わらず、80%の企業が「影響がある」「今後影響がある」と回答しており、震災の間接影響の大きさを物語る結果となりました<sup>1</sup>。

この傾向は「愛知中小企業家同友会 2011 年 5 月末の景況調査結果(以下、5 月末景況調査)<sup>2</sup>」でも顕著に見られています。震災後初めて行われた今回の景況調査報告では「大震災の影響を受け、業況 DI の悪化幅は過去最大に ～サプライチェーンは急速に回復も先行き楽観視できず～」の見出しがつけられ、分析会議の席上でもサプライチェーンの混乱や、消費マインドの低下による影響などが報告されました。電力供給問題、それに関わる自動車産業の土日操業が及ぼす影響、為替相場の高止まりや先行き懸念が強まっている米国の動向など、国内外の不安定要素が山積するなか、私たち中小企業の先行きは不透明かつ楽観視できない状況です。

2008 年の金融危機は、世界規模で大きな影響を与えましたが、その要因が克服されるまでは依然として過去の出来事ではなく、むしろ今もそこから抜け出せずにいるのが実情といえるでしょう。また今回の震災は、その規模、波及した影響の大きさなどを勘案すれば、その対応は長期にわたることが推測されます。まさに 4 月 22 日に菅首相が記者会見で発言した「危機の中の危機」という言葉通りの状況に、私たちは立っていると認識しております。

2003 年より当会が要望して参りました中小企業憲章の発端となった“European Charter for Small Enterprises(以下、EU 小企業憲章)”には“Think small first(小企業を第一に考えよ)”の精神が貫かれています。EU 小企業憲章では、次のように謳われます。

「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネスアイデ

---

<sup>1</sup> 愛知中小企業家同友会 経営環境調査委員会実施「東日本大震災影響調査」より。

<sup>2</sup> 愛知中小企業家同友会 経営環境調査委員会編集・発行「愛知中小企業家同友会景況調査報告—2011 年 5 月—」第 70 号より。

ィアを産み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に据えられてはじめて、“新しい経済”の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう<sup>3</sup>。」

愛知県においてもこの原則を確立し、中小企業の経済的役割、社会的役割を再評価し、歴史の積み重ねのなかで育まれてきた豊かな産業を守り、育て、そして新たな風を吹き込むことで圧倒的多数の県民が働く中小企業が活性化することで、真に豊かな愛知県経済が実現されます<sup>4</sup>。

当会では、これまで愛知県も内需主導・持続的成長が可能な地域経済社会システムを再構築することを提言して参りました。今回の大震災以降、官民が協力して復旧、復興に総力を挙げて取り組んでいますが、このような未曾有の情勢に立ち向かうには、従来の価値観からの抜本的転換が求められると考えます。愛知県でも、今回の大震災の教訓を活かし、安全・安心の防災体制を築くとともに、地域が自活できる仕組みづくりを、経済活動、エネルギーシステム、コミュニティの再生など物心にわたる多方面から推進することが今後一層求められます。まさに、圧倒的多数を占めている中小企業の出番であり、新しい仕事づくりへの参画を促進する体制整備が期待されます。

私たちは自らが経済の根幹を担う主体足りうる存在となれるよう経営姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たすとともに、日本経済を復興し、地域経済と中小企業が発展できる環境をつくるために本提言書を作成いたしました。地域の将来発展のために、中小企業が本来持つ力を存分に発揮することができる環境整備に向け、一層の政策強化を図られますよう関係各位のご協力、ご支援をお願いいたします。

---

<sup>3</sup> 中小企業家同友会全国協議会 編集・発行[2005]『中小企業憲章学習ハンドブック』42 ページ。  
なお、原文では以下。

“Small enterprises are the backbone of the European economy. They are a key source of jobs and a breeding ground for business ideas. Europe’s efforts to usher in the new economy will succeed only if small business is brought to the top of the agenda.”

<sup>4</sup> 愛知県県民生活部統計課『平成 21 年経済センサス—基礎調査結果(速報) —愛知県の事業所数と従業者数—』によれば、従業者規模 100 名以下の事業所で雇用されている人数は、全体の 56.8%に上り、対して 300 名以上の事業所に雇用されている人数は、全体の 17.7%であった(同調査結果、5 ページより)。

## ■ 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある政策提言を行います。

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企业（(1)お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、(2)労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づき、ここに政策提言を提出する次第です。

## II 東日本大震災に関する緊急要望・提言

東日本大震災は史上稀にみる未曾有の災害であり、直接の被災地はもとより、その影響は広く国内全域に波及しています。関係各位での震災直後からの数多くの支援に、まずもって感謝申し上げます。この戦後以来最大の国難に私たち中小企業家も総力を挙げて立ち向かって参りたいと考えております。今後とも引き続きご助力頂きますようお願い申し上げます。

震災以後の影響は、愛知県にも例外なく襲いかかりました。震災直後から製造業、建設業、サービス業など広く影響が見られましたが、特に製造業では、完成車メーカーの操業停止のあおりから、関係企業では大幅な売上減少に見舞われました。

1995年の阪神・淡路大震災を振り返ると、直接被害額はもとより、連鎖的に生じた間接被害額が多額に上ったという結果が出ていることから、当会では今後の復興と経済の再建に当たっては間接被害額を最小限に抑えることが急務と考えております。

震災発生から5カ月が経過し、県内中小企業の間にも幾分落ち着きが見られ始めてきましたが、当会5月末景況調査では、業況判断D I（今月の状況）は前回2月末調査時の9ポイントから31ポイント悪化の△22、また前年同月比（8→△27）、3カ月後の次期見通し（10→△8）全てが著しく悪化しました。なかでも、今月の状況・前年同月比におけるD I値の悪化幅は、1994年の調査開始以来、過去17年間で最大のものとなっています<sup>5</sup>。

震災に続く浜岡原発の停止、電力不足懸念と自動車関連産業における稼働日の変更、東海地震への不安など、今回の震災から私たちに投げかけられた課題は非常に大きなものであると認識しております。以上に基づき、今回の東日本大震災に関して次の事項を要望・提言いたします。

.....

### （1）資材の不足・高騰などによる中小企業経営への影響に配慮した措置をとること

- ① 県として仕入れ価格の高騰している品目の調査を行い、助成制度の創設、並びに国を通じて価格転嫁を認める通達を出すよう要請してください。

震災後、被災地に製造工場がある、また流通拠点がある業種では、物資不足や価格高騰が起り、現在も続いています。当会の実施した震災の影響に関するアンケートでもこの点を訴える回答が多く見られています。中小企業にとって、仕入れ品の価格高騰は、販売価格に転嫁することもできず、直接企業の行く末を左右する大きな問題です。現場の中小企業を支え、実態に配慮した支援をお願いします。愛知県では、「中小企業緊急対策相談窓口」において原油・原材料価格の高騰により経営に影響を受けている中小企業者の経営相談に対応していると聞き及んでいます。さしあたり、この「中小企業緊急対策相談窓口」の取り組みに関して、強化するとともに、融資だけでなく助成制度の創設に取り組んでください。

さらに、中小企業の場合、一般に取引先（親会社等）からの要請で仕入れ価格の高騰分を販売価格に転嫁することは困難です。この点について、県としても呼びかけを行うとともに、今回の震災に伴う仕入れ価格高騰分の販売価格への転嫁を認める通達を出すよう国へ要請してください。

---

<sup>5</sup> 前掲「5月末景況調査」より。

- ② 上記①に関連して、部品・資材の不足を解消するため、全国規模での物流の円滑化と流通経路の整備を急ぐとともに、不当な売惜しみ、買占め等を防止するため「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」を適切に運用し、監視を強化するよう国へ要請してください。

今後さらに復興作業が本格化するなか、材料単価を上げるために意図的に在庫品を出し惜しみして出荷を遅らせる、あるいは価格の値上がりを狙った売り惜しみなどの、石油ショック時に経験した事態の発生が懸念されます。円滑な経済活動の阻害要因を取り除き、官民の総力を挙げた復興への取り組みが可能となるよう、県としての積極的な取り組みを期待します。

## (2) 「愛知県地域防災計画」見直しに関して、地域の中小企業家との検討の場を設置するとともに、地域の中小企業が震災直後から果たすことのできる役割の把握に取り組むこと

6月3日の県防災会議で、東日本大震災や東海・東南海・南海の3連動地震発生の懸念から、災害、復旧対策を定めた「県地域防災計画」の年内大幅見直しを目指す聞き及んでおります<sup>6</sup>。

今回の震災では発生後、地域の中小企業が物資供給を行う際、供給ルートが確保されておらず、物資を無駄にしてしまう、あるいは供給が遅れるなどの事例が報告されています。この点に照らし、今回の見直しにあたっては、地域の中小企業家との検討の場を設置してください。合わせて、地域の中小企業が持つ技術、サービスなどを調査し、震災直後から中小企業が果たすことのできる役割を把握することで、より現実的な官民一体となった被害拡大の防止策を策定してください。

大災害発生直後は、地域の中小企業が救助、支援活動に果たす役割は計り知れません。今回の震災では、地域に根差した中小企業は地域の守り手といえる存在であることが象徴的に表れたのではないのでしょうか。地域の企業家が緊急時に最大限の力を発揮できるよう、愛知県の配慮を期待します。

## (3) 持続可能なエネルギー政策を国と一体となり推進すること

- ① 中小企業の節電計画を高めるため、コージェネレーションシステムの導入や自家発電装置の普及、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及に、県としても継続的かつ積極的に取り組んでください。特に新技術の普及に際し、最も大きな阻害要因となりうるコストの抑制を支える技術開発を、中小企業の技術力の活用と大手企業や研究機関との連携による中小企業の技術力向上を通じて推進してください。

さしあたり、本年6月30日をもって期限切れとなった「愛知県グリーンニューディール基金地球温暖化対策事業費補助金」の延長、もしくはこれに類する補助金制度の新規創設などの措置を講じてください。

---

<sup>6</sup> 2011年6月4日付『中日新聞』20面より。

- ② 上記①と合わせて、休眠発電施設の有効活用、中小規模発電設備の整備等通じて、“エネルギーの地産地消”を国・県の連携で積極的に推進してください。

電力エネルギーを例にみると、送電距離が延伸するほど輸送効率が逓減します。地域完結型のエネルギー供給体制を整えることでこの課題を克服し、エネルギー効率の高い地域づくりを推進してください。さらにこの「エネルギーの地産地消」には、生産(送電)の安定性が不可欠となります。太陽光発電、風力発電、マイクロ水力発電などに代表される再生可能エネルギーには各々の特性があり、これらを効率よく結びつけることにより安定性を担保することが不可欠です。さしあたり、これまで大規模発電施設にのみ依存してきたエネルギー供給体制を、大・中・小それぞれの規模の発電施設を組み合わせることによる、地域完結型のエネルギー供給体制のスキームづくりを県としても検討してください。また、継続的メンテナンスなど、地元中小企業の活用による仕事づくりを念頭に置いた取り組みを期待します。

- ③ 上記②に関して、域内の各主体が自家発電等へ踏み出す際に足かせとなっている「電力の買い取り価格」を是正する助成制度などを、県として設立してください。

現状、余剰電力が発生した場合の「買い取り価格」は、投資金額と比較して投資効率が低く、採算が合うまでにかかなり長期を有する状況にあります。

今後、省電力化は言うまでもなく、エネルギーに関する防災を考えた場合、安全な自家発電施設が普及することが非常に有効と考えられるため、各主体のモチベーションを高める取り組みを県として積極的に推進することを期待します。

- ④ 上記①②③と合わせ、中小企業におけるマイクログリッド(分散型小規模エネルギー網)導入を国・県の連携で推進してください。6月15日の日刊工業新聞紙上で、被災した大手企業が今夏の電力不足に備えて自家発電設備を導入する事例、エネルギー源としてガスと電力を併用する“エネルギー源の複線化”の様子が報じられました<sup>7</sup>。

他方、中小企業の存在はエネルギー使用量の面から看過できませんが、資金的制約面からこのような取り組みを単独で進めることは困難です。一定範囲内の企業間配電を可能とするスキームづくり、助成制度の創設など中長期を展望した取り組みを期待します。

- ⑤ 一律的ではない、現場の実態に則した節電目標を課すとともに、各業種別の効率的節電マニュアルの作成・配布を国へ要請してください。

震災に端を発した本年7月1日からの「電気事業法に基づく使用制限」において、ピーク時に前年に比べて電力の15%削減する電力制限が始まりました。対象になるのは、東京電力と東北電力管内の500kw以上の大口需要家とされているとともに、中小企業に対する強制力はないことから、県内中小企業にとっての影響は現在のところ見られません。しかし、今後中部地域においても同様の対策が始まる可能性は十分にあり、その事態に備えた対策をお願いします。

現状、中小企業に対する使用制限には法的強制力はありませんが、社会からの目など見えない拘束力が中小企業に働き、過度の節電を強いられる可能性があります。製造業の現場など業種によってはエアコン等の室温調整設備の制限によって、従業員の身体へ悪影響を及ぼしかねない状況になります。また、品質管理の側面から、室温調整が不可欠な現場もあります。こういったそれぞれの現場の実態に則した対策が必要と思われます。

---

<sup>7</sup> 2011年6月15日付『日刊工業新聞』1面より。

#### (4) 防災への取り組みを通して、中小企業の仕事づくりを講じること

① 災害時、地域住民の避難場所として機能する学校やその他施設などの耐震補強、老朽化した公共施設や橋梁などの改修・建替え、電線の地下埋設などの措置を、地域中小企業の技術等を生かして速やかに行ってください。

② 上記①に関連して、災害時に地域住民の避難先として予定されている施設について、過去の土地変遷に着目した見直しをすすめてください。

日本の土地利用は、歴史的に見て水辺の埋め立てを推進し、限りある国土を可能な限り拡げてきました。その結果、通常の生活をしている限りその土地が元はどのような場所であったのか想像すらできないまでに開発されてきました。今回の震災では、そういった見たいには沿岸部から離れた地域で液状化現象などの被害が相次ぎ、地域住民の生活に被害をもたらしました。

愛知県内へ目を転じてみてもこの傾向は例外ではなく、災害時の避難場所として指定されている施設（学校等）の土地を遡ると水辺であった箇所も見受けられます。災害発生後、地域住民の生活を支えることになる避難場所の見直し、防災強化を推進してください。

#### (5) 中小企業の経営体力に配慮した金融をはじめとした支援の強化、見直しを図ること

① 本年4月20日に発表された「あいちガンバロー資金(震災対策緊急つなぎ資金)(以下、ガンバロー資金)」の返済期間延長、あるいは返済猶予期間の延長をしてください。

県内中小企業への震災による間接被害を考慮し創設して頂いたことにまずもってお礼申し上げます。当会会員のなかからも施策利用した声を聴くなど、私たち中小企業にとって後押しとなる支援であったと考えています。

しかしながら他方では、融資額と返済期間のバランスから申請に二の足を踏んでいるとの声も多く聴かれるとともに、融資審査に通らない事例が散見されています。中小企業の体力と施策との間に若干の認識のずれがあることも否定できません。2008年のリーマンショック以降の経済危機により、県内中小企業の体力は削がれ、それに追い打ちをかけるかたちでの震災被害であったことにご配慮頂き、支援の強化・見直しを期待します。

② 責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度の上限、1,250万円を2,000万円に引き上げること、および保証限度額の大幅な増額を国へ要請してください。

また①に関連し、地域の中小企業では震災後の景気落ち込みから若干の持ち直しの動きが見られつつあるものの、現在の仕事の売上が入金されるまでの運転資金が不足しているケースがあります。この点に配慮した支援施策の強化を期待します。

③ 2011年3月末に期限を迎えた景気対応緊急保証制度に代わり運用されている、セーフティネット保証は、対象業種が原則全業種に拡充され、当初より大幅に緩和された運用がされています。しかし、震災の影響の底はまだ見えず、今後中小企業をどのように襲うのか依然不透明な状況です。このような状況に鑑み、当該施策の運用を、当面2012年3月末まで延長するよう国へ要請してください。

④ 災害救助法適用地域以外に所在する中小企業に対し、今回の震災の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた場合の雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の柔軟な運用で雇用を守れるよう、国へ要請してください。



- ⑤ 上記④に関連し、雇用調整助成金の受給期間の1年間延長を国へ要請してください。先の経済危機以降、雇用調整助成金を受けて企業と雇用を守ってきた中小企業が受給期間の2年を経過し、支援を受けられない状況が散見されます。県としても「経済活力の源泉である中小企業<sup>8</sup>」の経営努力への後押しを期待します。

#### (6) 震災後の風評被害、過剰な自粛を解く呼びかけを発信すること

震災に続く原発事故などにより、風評被害や過剰反応の自粛ムードが広がり、経済活動の委縮・縮小に拍車がかかっています。政府への要請は言うまでもなく、県としても正確な情報開示と適切な啓蒙活動に取り組み、県民に対して冷静な対応と前向きな消費を呼び掛けるメッセージを発信してください。

合わせて、被災地の生産品の安全性を保証した上で、県民に対する消費を促すキャンペーンを開催してください。

一度停止した経済活動を、再生産軌道へ回帰させるには物品をモノを動かし、資金循環を活発化させることが不可欠です。また、被災地の生産品を積極的に消費することにより、復興を早め、経済を再建させることにつながります。私たち中小企業もできる範囲で協力していきたいと考えておりますので、県としても積極的な取り組みを期待します。

#### (7) 県内から被災地への新規生産拠点・事業所などの設立に関して、金融支援をはじめとした積極的な支援をすすめること

被災地から非被災地への被災者受け入れはすでにすすめられていますが、今後は地域の中小企業が被災地へ新たに生産拠点、あるいは事業所を建設する場合の支援制度を創設してください。

震災から5カ月が経過し、今後は震災前の日常を回復させることが課題となっています。ひろく言われているように、人間が日常を取り戻すに当たって「働く場」の存在は欠くことはできません。また、今後想定されている東海地震、および東海・東南海・南海の3連動地震における被害を減じるに際しても、生産拠点、営業拠点の分散は有効です。この点に留意いただき、上記事項の実現を期待します。

---

<sup>8</sup> 『中小企業憲章』2010年6月18日、閣議決定より。

(8) 安定的経済活動を保証するための「内部留保水準に応じた緊急時の企業行動に関するガイドライン(仮称)」の整備を国へ要請すること

今回の震災を受けて、県内の中小企業も大きく影響を受けました。特に自動車産業ではサプライチェーンの寸断が生じ親会社の操業が停止したことを受け、下請にあたる中小企業もその煽りから操業停止に追い込まれたことで多額の損失を出しました。震災発生直後は、サプライチェーンの寸断による損害は間接被害とみなされず、支援施策の活用は困難な状況にありました。現在ではセーフティネット保証(5号)の運用において、間接被害に対する認識が拡充されたことで、川上企業が震災の影響を受けたことで、自社に被害が生じていることを論理的に説明することで融資を受けることはできるようになりましたが、今後同様の事態が発生した場合に備えた対策を講じることが求められます。

今回の被害のきっかけが震災によるものであることは明らかですが、今回のような未曾有の事態に置かれた場合、極端な個社の利益判断に基づく行動を容認することは、結果として合成の誤謬を引き起こし経済的損失を拡大させるものであると思われます。この点に鑑み、派生する被害を最小限に留める取り組みを企業の社会的責任(CSR)の一環として打ち出すことが、経済活動の安定性を担保することにつながると考えます。

特に下請企業を多数持つ川上企業が、その操業をストップさせることで生じる経済的損失は計り知れません。自然災害など一過性の外部環境変化による落ち込みに対して、目先の状況変化への対応に偏向するのではなく、下請構造を含む広範な関係企業への配慮した対応を中長期的視点に立って進めることが企業規模やその立ち位置に応じた社会的責任として求められます。この点より安定的な経済活動を保証する「内部留保水準に応じた緊急時の企業行動に関するガイドライン(仮称)」の策定を国へ働きかけてください。また策定にあたっては、「仕事を動かし続け、資金を循環させ続ける」視点を明確に打ち出してください。

ヨーロッパでは、社会的な存在としての企業が、企業の存続に必要な社会の持続的発展に対して必要なコストを払い、未来に対する投資として必要な活動を行うことがCSRであるという認識が根付いています。この認識を日本でも広げるとともに、県としても啓発などに積極的に取り組まれることを期待します。

### Ⅲ 2012年度 愛知県の中小企業政策に関する重点提言

#### 1. 真に実効力のある「中小企業地域活性化条例（仮称）」策定を保証する体制の構築を

##### （1）「中小企業地域活性化条例（仮称）」の制定に当たり、実際の中小企業家による検討部会を設置すること

本年6月に発表された「あいち産業労働ビジョン 2011-2015 ～世界と闘える力強い愛知を目指して～（以下、あいち産業労働ビジョン）」において「中小企業憲章(2010年6月閣議決定)の基本理念を踏まえ、中小企業支援に関する基本条例を制定する<sup>9</sup>」ことが打ち出されたことにまずもってお礼申し上げます。経済、生活、文化など、地域社会の担い手として中小企業の果たす役割が大きく、期待されていることが明確にされ、中小企業の成長・発展が地域の発展となることが力強く謳われた条例の策定を期待します。

作成にあたっては条例の理念となる前文を必ず置くとともに、中小企業者や関係団体、地域の研究教育機関、県民、行政等によって構成される「愛知県中小企業地域活性化条例検討部会（仮称）」を設置し、実効性の高い条例を策定するとともに、将来にわたり継続的見直しを図ることのできる体制を構築してください。

##### （2）恒常的に中小企業関係者の声が反映される仕組みの創設を明記すること

条例の策定にあたり、中小企業の活性化と地域政策を総合的に検討する機関「中小企業活性化・地域振興会議（仮称）」の設置を明記するとともに、地域の中小企業の実態・現実にもとづいた短期・中期・長期それぞれの政策課題や施策、地域ビジョンなどが広い視野で議論できるよう、地域に精通した知恵ある幅広い階層によってメンバーが構成されるよう留意してください。また「あいち産業労働ビジョン」にある「ビジョン策定後は、毎年1回進捗状況をフォローアップし、施策の推進を図る<sup>10</sup>」実行組織として、この「中小企業活性化・地域振興会議（仮称）」を位置づけてください。

八尾市の経験を見てみると、条例の精神をシステムティックに政策展開させるツールとして「産業振興会議」と呼ばれる政策の提言・検証・見直しを図る場が有効に機能しています。そのため、中小企業、地域の実態と乖離しない政策実施が可能となっています<sup>11</sup>。愛知県においても、全国の優れた経験を生かし、条例の精神が真に根付き、実効力の高い政策へつながるよう制度の構築をすすめてください。

---

<sup>9</sup> 愛知県『あいち産業労働ビジョン 2011-2015 ～世界と闘える力強い愛知を目指して～』2011年6月、14ページ。

<sup>10</sup> 前掲『あいち産業労働ビジョン』1ページ。

<sup>11</sup> 中小企業家同友会全国協議会編集・発行「第36回中小企業問題全国研究集会・報告集」2006年5月15日発行、152ページ。

(3) 県の政策や法規において、中小企業への影響が事前考慮された上で立案、実施する原則を確立すること

米国では「規制柔軟法（RFA）」により、連邦省庁が新たな規制案を提出する際に、その規制が中小企業に及ぼす影響を考慮し、中小企業にとって負担が少なく、且つ同等の効果のある代替案の分析を行い、分析結果を公にしてパブリックコメントを求めることが定められています。これは EU の「小企業憲章」における“Think small first（小企業を第一に考えよ）”の精神にも通じるものです。

2010 年閣議決定の中小企業憲章でも、この点は「中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす<sup>12</sup>」と明記されており、愛知県においても中小企業地域活性化条例（仮称）の制定と併せて、この原則を確立してください。

この考え方はすでに「千葉県中小企業の振興に関する条例」の第三条の 2 に謳われているとともに、パレート最適の側面からも、十分な理論的裏付けがなされています。

合わせて、中小企業への影響を事前考慮する前提となる「中小企業の実態把握」にあたり、アンケート、試算等だけに頼らない取り組みをすすめてください。

さしあたり墨田区が実施した中小企業への実地調査、あるいは千葉県が実施した地域勉強会等に類するダイナミックなヒアリング調査を実施し、現場の声に数多くの行政職員が触れることのできるよう最大限の努力を期待します。

## 2. 中小企業憲章を国民に広げ根付かせ、その内容の実現を

(1) 中小企業憲章を国会決議するよう、積極的に国へ働きかけること

2010 年 6 月 18 日に中小企業憲章が閣議決定されました。しかしながら、あくまで閣議決定であり、政府内での申し合わせの域を超えるものではありません。真に創造的で持続性に富む経済社会の実現には、中小企業政策の基本となる価値観の転換と、その拠って立つ理念の確立が不可欠です。

日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業（自営業を含む）の役割を高く評価し、豊かな国づくりの柱に据えることを国民の総意として中小企業憲章を国会で決議し、現行の中小企業基本法をはじめとした諸法令を整備充実させる指針とするよう国へ要請してください。

(2) 中小企業庁の中小企業省への昇格、中小企業担当大臣の設置を国へ積極的に働きかけること

中小企業憲章の目的を実現するためには、各省庁に広がる中小企業に関わる政策課題を省庁横断的に総合的な政策を推進する体制が必要です。そのために、政府が「中小企業担当大臣」を設置し、さらに中小企業庁の中小企業省への昇格を行うよう、国へ積極的に働きかけてください。

---

<sup>12</sup> 前掲『中小企業憲章』3. 行動指針より。

(3) 中小企業憲章の実効性を担保する「中小企業支援会議（仮称）」の設置を積極的に国へ働きかけること

中小企業憲章の制定過程と制定後の進捗状況を検証するため、中小企業家をはじめ、国民の意見を確実に反映させる場である「中小企業支援会議（仮称）」の設置を国へ積極的に働きかけてください。

(4) 中小企業憲章の実現状況を、毎年の「中小企業白書」に盛り込み周知に努めるよう国へ要請するとともに、県も毎年の取り組み実績の公表に取り組むこと

中小企業憲章に描かれる理念の内容がどこまで実現しているのか、またどの程度取り組まれているのかについて、その実績・効果の到達状況を毎年評価し公表することを国へ要請してください。また、「中小企業白書」に、中小企業憲章の進捗状況に関する項目を盛り込むことも同時に要請してください。

愛知県においても、各施策に中小企業憲章の当該箇所を明記するとともに、毎年の取り組み実績の公表を、「あいち産業労働ガイドブック」や Web サイトへの掲載などによって行ってください。

(5) 恒常的に県の中小企業政策を総合的に実行する部署の創設を行うこと

閣議決定された中小企業憲章の基本原則では「一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する」ことが打ち出されています。中小企業は大企業と異なり、現在の自由競争市場では多くの面で対等の競争関係に立つことが困難であるのが実情です。現場の中小企業の声が反映された、真に効果的な政策・施策が立案されるよう、最大限の努力を期待します。さらに、中小企業は数も多く、その内容も多岐にわたるため、短期的にはその実態を把握することは非常に困難となります。この点を考慮し、地域中小企業に関わる部署に関して、中長期的視点に立った人材戦略を講じてください。

愛知県においては、さしあたり「中小企業課（仮称）」を創設し、中小企業の実態を把握し、総合的視点から政策を立案し実行に移すことを組織面で担保してください。

(6) 中小企業憲章並びに実際の中小企業家の声をもとに、現行の政策・施策を検証すること

閣議決定された中小企業憲章では、国の中小企業政策の基本的考え方、及び方針が明確に示されています。

「あいち産業労働ビジョン」でもこの点が「中小企業憲章(2010年6月閣議決定)の基本理念を踏まえ、(中略)、金融支援、小規模(零細)企業・下請企業の支援、地場産業の振興、商店街の活性化等を着実に推進する<sup>13)</sup>」と明記され、憲章に基づいた取り組みが期待されます。さしあたり、現行の中小企業に関わる政策・施策の検証を行う際には、広く実際の中小企業家の声を聴く場を設け、憲章との整合性が取れるよう配慮してください。

---

<sup>13)</sup> 前掲『あいち産業労働ビジョン』14 ページ。

### 3. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化を

#### (1) あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくり、既存産業を生かした新産業の育成を支援すること

当会にて実施したヒアリング調査では、現状では、たとえ融資を受けたとしても返済する見通しが無いため、何よりも抜本的な仕事づくりを求める声が上げられています。

現状の一例では、中小企業の研究開発能力の限界が挙げられます。中小企業ではアイデアを形にする上で研究開発資金が大きな壁となり、優れたアイデアが埋もれてしまうケースが数多くあります。地域の大学や試験研究機関などを効率的に連携させ、中小企業の技術・商品開発、および事業化に対応できる体制の構築と、それを担う人材育成の推進を積極的に展開する等の対応を期待します。

また、販路開拓の側面においても、情報収集能力、ネットワーク構築能力等の面において中小企業には限界があるのが実情です。先述のものと併せた販路開拓支援の強化をすすめてください。さしあたり、現行の(財)あいち産業振興機構の下請け取引の紹介・あっせんを強化・充実してください。

#### (2) 柔軟な政策対応により、中小企業の研究開発支援を強化すること

(1) と関連し、現状の研究開発支援施策においては研究開発項目に制限が多い点が課題と思われます。研究開発にあたって、当該技術に事業化への明確な見通しが立っていない段階での研究開発支援、展示会への出展等への支援、開発技術の他分野への応用の許可など、柔軟な政策運用により効率性の高い支援システムの構築を期待します。

#### (3) 県内中小製造業が持つ高い技術を活かした産業形成と技術革新を促進すること

難加工技術や固有熟練技術、加工ノウハウ、技術提案力、生産性革新力など、愛知県内の中小製造業が保有する極めて質の高い技術集積を活かした新たな産業形成や技術継承の取り組み、ならびに既存技術の新産業分野への振り向けサポートなどを一層強化してください。

中部経済産業局では、本年 2 月より「中部地域のものづくり技術の次世代住宅への展開促進調査事業」を実施し、特に既存のものづくり技術を活用した住宅・次世代住宅産業への展開の可能性が検討され、ものづくり技術を活用した住宅・次世代住宅産業への展開を促進するための重点として「自動車産業の蓄積や技術の優位性を最大限生かす」「新たな価値創造に向けた連携の必要性」「商品開発力・市場創造力をもった企業行動(指向性)の転換」「中部地域と国内外市場をつなぐ仕組みづくり」の 4 点を指摘しています<sup>14</sup>。この点は、新たな成熟社会が必要とする環境や医療・福祉など新規成長分野と中小製造業の技術革新とのマッチングをさらに促進させた支援の必要性を裏付けるものと思われる。

そのためにも小規模・中小製造業の強みや固有技術、キラリと光る得意技などのデータベース化や広報支援などを行ってください。また、技術よりコストが優先されがちな取引環境において、技術革新を重視し促進させるような環境整備をすすめてください。

---

<sup>14</sup> (株)地域計画建築研究所『平成 22 年度地域新成長産業創出促進委託事業(中部地域のものづくり技術の次世代住宅への展開促進調査事業)報告書』2011 年 3 月、30 ページ。

#### (4) 支援施策の説明会を各地域で恒常的に実施すること

依然として中小企業、特に小規模企業に施策の情報が伝わっていない現状があります。当会の実施した調査<sup>15</sup>では、施策の活用状況を問う設問に対して「制度の分かりづらさ」に関する回答が目立ちました。対して、一昨年より頻繁に取り上げられている「中小企業緊急雇用安定助成金」については、「慣れたこともあるが、他の施策と比べて戸惑うことはなかった」との声が聞かれました。

この点にご配慮頂き、恒常的な支援施策や中小企業経営に有益な情報を提供する説明会、あるいは中小企業への訪問活動を強化するなどの措置を取り、施策利用企業の拡充に努めてください。

#### (5) 中小企業基本法の定義に囚われず、実態的な中小企業への支援施策を強化すること

当会の実施した調査では「準備する書類の煩雑さ」に関する声や「申請をサポートする人材」を要望する声が聞かれました<sup>16</sup>。実際に施策利用を検討した経営者からは現行の施策において実質的に対象とされている企業は、企業規模が比較的大規模なものに偏っているように感じるとの意見も聞かれました。

当会の実施した調査<sup>17</sup>の回答先企業の中央値は 10.0 名と、中小企業、とりわけ小零細企業が中心となっています。多数の中小企業、および小規模企業では施策利用申請にかける人員や時間の制約が大きいのが実情です。また、たとえ申請を行っても、その多くが審査を通過できていない状況があります。融資の円滑化や助成枠の拡充はもとより、将来的な企業経営の健全化に向けた、事業計画の作成支援や資金繰りのアドバイスなど、小規模企業への支援体制を強化するとともに、施策の利用認定枠を各企業規模層で設けるなど、施策利用の公平性を高める措置を取ってください<sup>18</sup>。

#### (6) 指定管理者制度活用に当たっては、地域の中小企業や NPO を積極的に活用すること

公共施設等の維持・管理にあたり、指定管理者制度が 2003 年より導入され、県内でも多くの公共施設等で取り組みが進められています。しかしながら実際は、県内の公共施設にも関わらず県外の事業所や NPO への発注も多く見受けられます。この点に関して、地域のニーズや事情に精通する地域の中小企業や NPO の参入が十分配慮されるよう県においても取り組みを進めるとともに、県下の各自治体に対する啓蒙・支援をすすめてください。

また、指定管理者制度の運用に当たっては、地域住民、中小企業の代表等も参加して公平・公正な選定基準を作成し、情報公開に積極的に取り組んでください。

---

<sup>15</sup> 前掲「東日本大震災影響調査」より。

<sup>16</sup> 前掲「東日本大震災影響調査」より。

<sup>17</sup> 同上調査。

<sup>18</sup> EU では企業 Enterprise を大企業 Large Enterprise (従業員数 250 人以上)、中規模企業 Medium-sized Enterprise (同 50~249 人)、小企業 Small Enterprise (同 10~49 人)、マイクロ企業 Micro Enterprise (同 10 人未満) に分類している。EU の文書にはこれらのほかに自営業 the self-employed、手工業 Craft Enterprise などの分類もある。

#### (7) 中小企業への設備投資に関する助成制度の拡充を行うこと

中小企業の設備投資に関する助成制度の拡充を積極的に推進してください。

「あいち産業労働ビジョン」内において「生産性」に関する考え方が掲載されていますが、ここで述べられている「労働生産性」によるだけでなく、各企業の設備装備率、設備稼働率、雇用者の就業環境の向上等も含めた「全要素生産性 (Total Factor Productivity:TFP)」を高める視点からの取り組みが今後は必要となると考えます。例えば EU 諸国では、生産性の高い設備を導入することにより、国際競争力を高めています。

経済成長は、資本や労働といった生産要素の投入量が増加するか、全要素生産性 (TFP) が上昇することによって達成されます。資本過剰により資本収益率が低迷し、少子高齢化により生産年齢人口が減少しつつある日本の潜在成長力を考えた場合、TFP 上昇率の動向が今後の鍵となると考えます。この点にご留意いただき、県としても取り組みを期待します。

#### (8) 中小企業の現場と大学等高等教育機関との認識を近づけ、実社会により適合した研究・技術開発支援を推進すること

現在の大学等高等教育機関においては、それぞれの研究分野の細分化に伴い、各研究領域や専攻が社会のなかでどのような仕事や技術と結びつくのかが高等教育機関側、中小企業側双方が実感し辛いのが実情です。この点を是正し大学等の高度な専門性を埋没させることなく実際の企業現場と連携させることで社会に還元することが求められています。

文部科学省の「第3期科学技術基本計画」には「地域における国の公的研究機関は、自らシーズを創出・発信するとともに、地域の大学等と連携しつつ、地域産業のニーズにも対応していくことが期待される<sup>19)</sup>」と述べられています。この点に鑑み、国はもとより、各地方公共団体の公設試験研究機関が中小企業に対して自らシーズを創出・発信する場を設けるとともに、その取り組みを地域の大学等がバックアップしやすい環境整備をすすめてください。

さしあたり、大学等と地域の中小企業、企業現場と常に関わる公設試験研究機関とが連携したワークショップの開催に対する支援など、効果的な研究や技術開発が可能となる取り組みを期待します。

### 4. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し公正競争の促進を

#### (1) 公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底すること

2010年6月18日に「国等の契約方針」が閣議決定されました。中小建設業における地方公共団体等からの発注の重要性に鑑み、公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐため、事業発注の際にはここに定められる規定を厳格に遵守してください。さしあたり、予定価格の90%超への引き上げを念頭に制度改善をすすめてください。

また、独占禁止法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピングの防止に努めてください。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独占禁止法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など、厳正に対処してください。

<sup>19)</sup> 文部科学省『第3期科学技術基本計画』32ページ。



## (2) 「公契約条例」を制定し、公正な発注ルールを確立すること

(1)に関連して、愛知県においても「公契約条例」を制定し、公正な発注ルールの確立をすすめてください。公契約条例により、自治体が公共工事や業務委託を受注する元請け企業に対し、従事する労働者の賃金の最低基準額等を義務づけることを制度化することで、労働者の賃金・労働条件の改善が図られるだけでなく、公共サービスの質の確保、さらに地域経済の活性化、地域再生にもつながることが期待されます。

## (3) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応をすすめること

震災以後、取引先からの過度の値引き要求や、原材料・部材価格の高騰など、中小企業への風向きは厳しさを増しています。

この点に関して、愛知県においても下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制を整備してください。また、海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買いたたき、取引条件の変更等の不公正取引の実態調査を実施し、結果に応じた適正な対処を行ってください。

## 5. 地域の活力を底支えする地域金融システムと、消費購買力を重視した税制への転換を

### (1) 信用保証理念にもとづいた信用補完制度の運用充実をはかること

公的融資により民間金融機関の融資行動が触発好転して、中小企業が成長循環に入っていけることが政策金融の大きな意義です。信用保証理念「(略) ①中小企業における信用を創造、②相談・診断・情報提供による中小企業の経営基盤強化に寄与、③中小企業と地域の振興に貢献」にもとづき、運用の隅々にわたって中小企業を育てていくという姿勢を明確にした取り組みを浸透させてください。CRD<sup>20</sup>による保証料率決定業務にとどまらず審査能力を高めながら定性要因も重要な判断基準とし、「何をどう改善すればランクアップするのか」などの相談・支援業務を充実させてください。

また、中小企業の返済履歴(クレジットヒストリー)を尊重し、審査基準の柱とし、保証審査の審査項目としたり、保証料率を引き下げるなどの優遇措置を取るよう行ってください。

さらに2007年から導入された責任共有制度により、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下「中小企業金融円滑化法」)施行後も金融機関側の審査によって融資が滞っている状況も散見されます。影響を調査・公表し、責任共有制度の廃止を含む必要な見直しなどを行ってください。

---

<sup>20</sup> 中小企業信用リスク情報データベース Credit Risk Database—CRD.

中小企業に関する日本最大のデータベース。

会員(信用保証協会及び金融機関)が、取引先中小企業の財務データ・非財務データ・デフォルトデータをCRDに対して定期的に提供することで、CRDから会員に対して、蓄積されたデータを加工した各種サービスが還元される仕組み。信用保証協会では9つの料率区分で保証料率が適用されている。

**(2) 地域金融機関のリレーションシップ・バンキングへの積極的な取り組みを県としても要請するとともに、金融アセスメント法の制定を国に働きかけること**

中小企業金融円滑化法が1年延長されましたが、この期間中に条件変更した中小企業が経営再建を果たせるよう、金融機関が新しい仕事づくりも含めた協力的な経営支援に取り組むよう、県としても要請してください。さらに、第三者機関による金融機関の活動を評価・公開する規定についてはまだ踏み込まれていません。円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案（仮称）」を法制化、あるいは現行の金融円滑化法の金融アセスメント法への発展的展開等も視野に入れた法改正を国へ働きかけてください。

また、各金融機関の地域金融への貢献に向けた取り組み状況について、共通した開示項目がなく情報が比較対照できないため、利用者にわかりにくい点が問題とされます。金融アセスメント法の考え方に沿って「地域貢献に関する情報開示」を有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要です。当面金融庁へ各金融機関から集めた情報を客観的な評価が可能となるよう一覧性のあるかたちで web ページへ公開するよう働きかけてください。さらに愛知県では独自の第三者機関を設置し、評価・公表をすすめてください。

**(3) 格差の縮小に向けた税制への転換を国へ要請すること**

消費税の増税、小零細事業者に負担となる免税水準や簡易課税適用水準の縮小、所得税最高税率の引き下げ、また6月下旬成立の税制改正によって2013年末まで延長された証券優遇税制について、建設的かつ前向きな議論を促し、所得再分配の原則に則り、国民の多数の財布を温めることで内需を拡大成長させる税制への早急な転換へつながるよう国へ要請してください。

2011年6月17日、国際通貨基金（IMF）は世界財政見通しを公表し、2011年、12年とも主要国で最悪の財政赤字を抱えることが予測されている日本に対しては「より具体的な財政再建策が不可欠」とのコメントを發しました。2010年のギリシャ財政危機の経験から、国際社会からの国家財政への監視は厳しさを増しており、信頼性のある財政再建策の早期策定が要請されているといえます。今後は消費税増税に関する言及など日本への財政再建圧力はますます強まることが予想されます。

健全な財政運営の前提であるプライマリー・バランスの担保には一定の税負担増は不可避といえるでしょう。しかしながら、今後急速に国内の労働力人口の減少が進展することからも、格差拡大を継続する税制では今後ますます社会保障関連費が膨らみ、今以上に国家財政を圧迫し続けること懸念も大きいことから、県としても積極的な取り組みを期待します。

## 6. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築を

- (1) 地域資源循環型の持続可能な地域ビジョンをダイナミックかつ早急に確立すること。また、多数の小さな仕事と雇用創出を最大限に実施しすすめていくこと

太陽光発電、太陽熱、排熱、バイオマス等のエネルギーや資源を地域循環させることにより、Co2の排出削減を大胆にすすめてください。また農林漁業と建商工学連携などの取り組み、屋上緑化、壁面緑化、雨水利用などあらゆる手段を講じる中で、地域での小さな仕事と雇用が無数に創出される仕組みづくりに取り組んでください。

さらに地元中小企業の新規事業や経営革新への意欲が多数に創出喚起されることを重視した環境政策を採用することで、地域内循環が有効に機能し環境対応型地域づくりを一層すすめることが可能となります。この点に十分留意した政策展開を期待します。

- (2) 地球環境に配慮した持続可能な社会経済システムへの転換をすすめること

環境調和型の持続可能な企業振興と経済システムへの転換は、地域レベルでも喫緊の課題となっています。また、安全・安心で人間らしい豊かな生活は県民全体の切実な想いとなっています。輸出入等に依存しすぎない地域内発的循環成長型の経済システムを構築することで、足腰の強い愛知県地域経済として真の実力が発揮されます。

地産地消、エコロジーとエコノミーの統一、熟練技術の高度化、伝統と先進など、新しい愛知の地域ビジョンや具体的課題について、県民・中小企業・大学・各機関各団体など地域の全階層によるフォーラムや議論が旺盛に展開され、愛知の地域性を活かした環境保全調和型の新しい地域経済ビジョンの構築と県民の合意形成、各階層参加者の総意ある主体的な取り組み、中小企業の新規事業への挑戦などが喚起され、促進されるように支援してください。

- (3) 環境保全・自然再生型の公共事業や環境都市への再構築、福祉・防災など生活基盤を整備拡充する事業などに、地域中小企業の活用を図ること

中小企業の知恵と人材を生かすことのできる環境保全・自然再生型公共事業の拡大をはじめ、あらゆる手段を講じた地域内循環システム、環境調和型都市への再構築計画や福祉・防災基盤整備を中小企業の技術力を生かし、仕事づくりを通じて県として推進してください。

例えば、コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させる取り組みや、太陽光や太陽熱、風力、排熱利用、バイオマス等の自然エネルギーの有効活用や循環活用、資源再利用などの社会システムの仕組みをつくるなど、新しいタイプの公共事業に挑戦する地域の中小企業を積極的に活用してください。

(4) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企業への支援の強化・充実すること

環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000 の取得、環境保全対策の推進など、環境共生型企業づくりをすすめている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援してください。

また、環境に配慮した製品の育成や需要を喚起する呼びかけを県としても行うとともに、地域内資源循環や究極的に廃棄物はなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを推進してください。

(5) 農林水産業や地域流通機能の育成など異分野間連携を重視した支援を強化すること

昨年度、中小企業庁より農商工等連携の支援が打ち出されましたが、中小企業の活用は期待されたほどすすんでいません。

新たな地域産業の創出や成長発展のためには、モノづくりと需要者の橋渡しをする各段階の流通業や農林水産業、ニーズに敏感に対応するサービス業などあらゆる業態が連携し情報交換を行いながら発展することが求められます。農林水産業の育成や流通情報機能の強化、サービス産業の生産性向上など各業態各段階に応じたバランスのとれた施策と連携支援施策の強化・充実をしてください。

(6) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減に向けた中小企業の取り組みの支援制度強化を国へ働きかけること

温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 25%削減（対 90 年比）、2050 年までに 80%削減の目標を明記した「地球温暖化対策基本法案」が検討されています。その目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で 99.7%を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献します。地球環境の保全、温室効果ガス削減に中小企業は独自に、自主的に行動を起こしています。

当会では全国的に“同友エコ<sup>21</sup>”と呼ばれる温室効果ガス削減の取り組みを 2009 年よりスタートさせています。このような中小企業の温室効果ガス削減に向けた自主的取り組みが社会的経済的に正当に評価される仕組みの構築、また取り組みの輪の拡大に向けた取り組みに対する支援等の国への働きかけを期待します。また、温室効果ガス排出量取引市場へ中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討する点についても国へ働きかけてください。

---

<sup>21</sup> 同友エコは、環境経営と温室効果ガスの削減を目指した取り組みとして、中小企業家同友会会員企業を対象に 2009 年よりスタートした取り組み。2009 年度実績は全国で 191 社(愛知県内 43 社)が取り組み、1,682 トンの Co2 削減となった。

## (7) 中小企業が持つ潜在能力を拡大し、持続可能な地域経済社会を構築すること

歴史的に、中小企業は数々の環境問題とその旺盛なバイタリティで克服してきました。その多くは、現在大企業において活用されているものも少なくなく、中小企業が社会の持続可能性の面で欠くことのできないものであることに疑う余地はありません。また、経済的側面からも、多くの優れた技術が中小企業の現場から生みだされ、持続的な経済発展に貢献してきました。

この点に鑑み、現行の諸施策が中小企業の各成長発展段階に応じて系統連関性を持って運用されるように施策を育ててください。さらに、ヒアリングに基づく中小企業の実態調査を実施し、それに則した施策立案体制を構築するとともに、中小企業の社会的価値を正当に評価し、中小企業の内在的成長力を引き出すことを念頭に置いた政策策定を推進してください。

## 7. 豊かな人間として育つための教育環境の重視と学習型企业づくりの支援を

### (1) 「地域教育経営」の視点を大切にされた地域社会教育の確立を、地域の中小企業を活用することで推進すること

「地域教育経営」とは、当該の地域社会において、そこにおける様々な教育機能・資源をトータルに共有・活用し、子どもの教育と大人の学習支援の双方を複合的に実現させようとする、新しい教育経営の理念であり、教育戦略を指します。ここでは、学校教育(行政)と社会教育(行政)双方の課題を、一つの連動する課題群として解決することを目指し、地域(家庭を含む)における教育・子育て、大人(親)たちの学習・共生の仕組みづくりを総合的に行っていく点に新しさがあります。

かつての地域は、その地域に属する全ての人が教育(子育て、地域文化の伝承など)に携わることが自然なこととされてきましたが、都市の拡散、コミュニティの弱体化など地域内でのつながりが寸断されているのが実情です。

地域の中小企業は、過去から現在、そして未来をつなぐ地域・社会・文化の守り手です。地域の中小企業を地域の教育者の一員として積極的に教育の場につなぐことで地域総体としての人材教育が可能となります。同友会では、インターンシップとともに近年では大学での講義等を通じて教育の場に関わってきました。県としてもこういった地域の中小企業が教育の場へ参画することを積極的に計画し支援してください。

## (2) 中小企業の正確な理解の普及と、起業への意識啓発をはかること

地域住民が地元の中企業の正確な理解を持つことがなければ、真の中企業振興は困難です。愛知県の開・廃業率では、平成8年調査以降、廃業率が上回った状態が続いています。全国水準とほぼ同じ傾向を示しているとはいえ、県経済の持続的発展を考える上で看過することのできな状況です<sup>22</sup>。中企業憲章では「魅力ある中企業への就業や起業を促し、人材が大企業振興にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する<sup>23</sup>」と述べられています。この点に留意し、学校教育では地元中企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えるとともに、起業への意識を啓発する取り組みを県を挙げて推進してください。

この一環として、中企業の経営者を授業の講師とすること、教師が中企業の現場で研修すること、子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会として、中企業での労働体験を中学校・高等学校の授業の一環に組み込むこと、地域中企業を理解するための教材をつくることなどを積極的に計画し支援をしてください。さらにこれらを念頭に、教育プログラムを策定し、モデル校を設定して実施するなどの取り組みを愛知県としてもすすめてください。

また、現在文部科学省を中心に取り組みが進められている「大学生の就業力育成支援事業」の推進などについても、(1)で述べた「地域教育経営」の視点から地域中企業と連携した取り組みに注力されるよう国へ働きかけてください。

## (3) 「自らの成長力を育む」人材育成を地域社会総体で進め地域力の向上に取り組むこと

企業力の根幹が人材育成にあるのと同じく、豊かな地域社会を創るすべての礎は子育てと教育への投資にあります。現場から遊離した上からの一律的改革を拙速に行うのではなく、一人ひとりの子どもと向き合い自主的な成長や希望を育む教育に向けて、現場の実情に応じたていねいな援助が可能となるように教育体制を充実させてください。

また、長期的視野に立った人材育成のために、教師、父母、行政、企業経営者、地域有識者等が協力しあう懇談会やシンポジウム等への積極的な支援を行ってください。

## (4) 中小企業の若手人材確保に対する支援策を引き続き強化すること

当会で取り組んでいる共同求人活動やインターンシップ、大学等での中企業論講座など、中企業の魅力と正確な情報・知識を発信し、中企業への正しい認識を促す事業への支援を強化してください。

トライアル雇用制度やニート採用について企業現場からの意見や改善策を取り入れて施策の有効性を高めてください。また公共職業訓練や公的セミナー等の内容を求職者や雇用者の教育ニーズに合致するものへ改善をすすめてください。

<sup>22</sup> 愛知県産業労働部編『あいちの産業と労働 Q&A2011』より。

<sup>23</sup> 前掲『中企業憲章』3. 行動指針 三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える、より。

#### (5) 地元工業高校と中小企業の連携に向けた施策への促進支援をはかること

地元工業高校における中小企業経営者を講師とした授業や地元の中小企業の魅力を伝える副読本、工業高校の生徒による中小企業随時見学会や交流懇談会、工業高校の設備公開利用など「ものづくり愛知」を支える中小製造業とその人材育成に関わった交流への支援を図ってください。

さらに、名古屋市工業研究所が開催した「みんなの広場」のように、地元工業高校がブースを設置し製造業をはじめとした産業技術を広く知らせるきっかけとなる取り組みを県下の各自治体でも開催することができるよう支援してください。

#### (6) 中小・小規模企業に限定した利用しやすい人材育成支援策を拡充すること

税軽減策等から大企業が多数の従業員を教育訓練に派遣しているのに対して、中小企業における人材育成は多くの課題と困難があり、それが格差拡大の一因にもなっています。中小企業における研修期間の公的所得保障や教育訓練給付金の増額補填など、中小企業や小規模企業に照準をあてた中小企業向けの利用しやすい人材育成支援策を調査研究して施策の拡充強化をはかってください。またその際には、実際の施策の運用現場である中小企業等の声を聴き、実効性の高い施策となるよう努めてください。

#### (7) コーポレート・ユニバーシティ設立に関して積極的支援をすすめること

欧米のグローバル企業を中心に広がりを見せている人材育成システムに、大学・研究機関と連携した「コーポレート・ユニバーシティ(企業大学)(以下、CU)」があります<sup>24</sup>。国内でも大手企業を中心に導入が始まっていますが、まだまだ一般的ではなく、特に中小企業では資金的制約もあり普及は進んでいません。

グローバル化は今後ますます進展するとともに、労働力人口の減少が進行するなかで、企業における人材育成に関する課題は、さらに重みを増すことが予想されます。国際的に通用する人材を育て、企業内に蓄積することは、地域経済にとっても有益です。また、生涯学ぶことが保証され、キャリアプランを長期にわたって描くことのできる地域性を醸成することは、人材の流出を防ぎ、さらに域外から人材を惹きつける要因ともなります。以上を念頭に、中小企業に就職した人材が、改めて大学で学ぶ機会が広く得られるよう、授業料の助成、あるいは県として中小企業向けの CU 創設などをすすめてください。

<sup>24</sup> 厚生労働省職業能力開発局[2002]『キャリア形成を支援する労働市場政策研究会 報告書』より。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/07/h0731-3a.html>

この報告書ではこれについて以下のように指摘されている。

「アメリカにおいて、企業内教育の一形態としてコーポレート・ユニバーシティ（日本語で「企業大学」。以下「CU」）が普及している。

「例えば、フォーチュン 500（米 Fortune 誌が毎年発表する米国上位 500 社のリスト）の企業のうち、約 40% の企業が CU を持ち、全体でその数は 2000 校とも言われている。有名なものとしては、ネスレやモトローラによって設立されたものなどがある。」

「もともとは、企業内の各部門に分離していた教育部門を統合し、コストダウンとレベルアップを図ろうという動機で生まれたものであるが、リーダーシップ開発の必要性や人材採用の強化と定着率の向上などを目的として一気に拡大した。」

「また、グローバル・ワイヤレス企業連合という多国籍にわたる無線通信業界の企業が共同で作った CU もあり、世界 66 校の大学と連携しながら、無線に関する様々な知識・技術を提供し、業界として人材不足を補おうという試みも出てきている。」

**(8) 雇用の絶対量を拡大させる抜本的政策立案を国へ要請してください**

現在厚生労働省から出されている助成制度は「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」「3年以内既卒者育成支援奨励金」「若年者等正規雇用化特別奨励金」「試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）」の5種類が挙げられます。

昨今の大学卒者の就職内定率低下を受け、このような若年者の正規雇用の拡充を狙いとした助成制度が注目を集めていますが、既卒者に対する支援制度が充実する半面、従来からの新卒採用枠を、特に大手企業中心に減少させるというモラルハザードが顕著に見られています。結果として現在のこの動きは既卒無業者を再生産するスパイラルに陥っており、いわば採用市場はゼロサムゲームの様相を呈しているといえるでしょう。

労働力人口の縮小に伴う、就業人口の減少が大きく危惧される状況のなか、社会の新規雇用枠を拡充する抜本的政策立案を国へ要請するとともに、愛知県独自でも取り組みを進められることを期待します。

**(9) 中小企業の雇用環境整備ではダブルスタンダード施策で支援を強化すること**

中小企業における労働時間短縮やパート労働法の適用、ワークライフバランスや正社員化促進などの職場環境整備をすすめるためには、取引関係において時間外労働や危険有害作業や労働集約的業務等を引き受けることが多い、という現実の課題に向き合うことが不可欠です。

「中小企業労働時間適正化促進助成金」が創設されましたが、これに留まらず、発注方式などの取引改善指導や業界ごとの取引慣行の見直し、下請中小企業振興法の運用強化、中小企業省力化投資への積極的支援等が求められます。

さらにワークライフバランスの推進においては、人的制約の大きい中小企業に配慮した施策の実施が求められます。例えば社員の育児休暇取得中に臨時雇用する際の賃金補助、中小零細企業向けのワークライフバランス実施事例集の作成などによって、企業規模の小さい企業でもワークライフバランスに取り組みやすい環境の整備をしてください。

また、ファミリーフレンドリー企業に関する調査項目についても、画一的調査項目ではなく、企業規模によって異なる経営実態を把握した項目の作成を進めてください。

雇用環境の整備は、企業規模によって置かれている状況が大きく異なります。地域中小企業の実情や課題をよく把握した上で、産業労働施策のダブルスタンダード化をはかり、実態に即した有効な支援や対策改善がとられるとともに、国・県の連携した施策推進を期待します。

**(10) 地域の多様な人材の協働共生関係を確立して地域総合力を高めること**

急増している外国人労働者の住・社会保障・教育環境などの整備、障害者雇用における中小企業実態調査や支援策の改善拡充・手続き簡素化、また育児介護支援制度の充実や高齢者の能力活用など、地域の多様な人材をどのように活かし協働共生関係を築いていくのか、中小企業の現実から課題や可能性等を探り、地域としての長期ビジョンを明確にして地域力を高める総合的な施策に取り組んでください。事業者、学校、団体、行政等の地域連携を促進し、創造的でバランスのとれた施策を築いてください。



## 8. 誰もが共に暮らし、挑戦ができる社会づくりに向けた地域福祉政策を

### (1) 中小企業と行政が連携することで、高齢者の生活支援策を強化すること

高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や回収、掃除などを公的に援助することにより安価に利用可能な制度を、地域の中小企業と行政がタイアップする方法で強化してください。

能力や技能のある高齢者を優先的に活用することで、生涯現役で生きがい、働きがいを持ち続けることができます。また、中小企業が得意とする細かな仕事の掘り起こしにつながると考えますので、県としての積極的推進を期待します。

### (2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境を整備すること

平均寿命の伸長、少子高齢化による労働力人口の急激な減少は社会経済にとって大きな影響を与えます。地方自治体や公的機関等が、高齢者の多様な就労ニーズを満たすよう働きかけ、高齢社会に合わせた環境整備をすすめてください。

また、リタイアした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策の強化・策定をすすめてください。

### (3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援を強化すること

少子高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を国へ働きかけてください。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護制度の充実を図り、女性の社会的進出を強力にバックアップしてください。

例えば、中小企業 1 社では、保育を必要とする社員の数が少なく、また資金的制約から運営を維持することが困難な場合であっても、地域の複数の事業所が共同で運営する保育所等があれば、会社近くに預けられる環境ができ、女性が安心して働くことのできる環境に近づきます。現在、厚生労働省から「事業所内保育施設設置・運営等助成金」の制度が運用されていますが、複数事業所が共同で活用することはできず、運用実績の広がりには限界があるのが実情です。

さしあたり、複数事業所が共同で保育施設を設置することに関する助成制度の創設、あるいは、事業所が集中する地域での小規模多機能支援施設<sup>25</sup>に代表される“富山方式”による支援サービスの積極的推進を期待します。

---

<sup>25</sup> 例えば、「NPO 法人 デイサービスこのゆびとーまれ」の運営する要介護高齢者、障害者(児)・乳幼児預かりなどの多様な支援が可能な複合型施設などが挙げられる。

#### (4) 雇用条件の実態を考慮した育児・介護支援の拡充・強化をすすめること

上記(3)に関連し、より実態に即した、利用しやすい育児・介護支援の取り組みを推進してください。

デイサービスなどの通所介護では、多くの場合サービス提供時間として9:00~16:30頃が設定されています。しかしながら、この条件のもとでは正規雇用の労働条件として8時間の勤務時間を確保することが困難な状況です。また、たとえパートタイマーとしての雇用条件であったとしても、就労機会を減じることにもつながりかねません。

以上の点に鑑み、①常時介護が必要になった場合、速やかに入居可能な介護施設の拡充、②介護保険制度で規定されている通所介護サービス時間(6-8時間)の延長等を含めた柔軟な検討、③現状2時間を上限としている通所介護サービスの算定単位の拡充など、国と県が一体となった取り組みの推進を期待します。

またこの点に合わせて、育児の面でも上記と同様の状況に企業現場では直面しています。保育園での延長保育、ショートステイ、トワイライトステイ、学童保育などに関しても「誰もが働くことのできる環境の整備」の視点から、取り組みを強化してください。

#### (5) 障害者就労支援施策に関するワンストップ型相談窓口を創設すること

障害者の就労支援制度は多岐にわたり、施策によって対応機関が異なることも多く、効率的な相談が困難な状況です。ハローワークにおいても、職員により対応が異なり、実際の企業現場に有益な情報を入手できない場合があります。

愛知県として、障害者就労支援施策に関するワンストップ型の相談窓口を創設してください。

#### (6) 特定(産業別)最低賃金の分類を全国一律とし、その分類に際しては企業現場を視察の上で決定するよう国へ要請すること

特定(産業別)最低賃金の分類において、ベアリングの組み立ては、愛知県では「はん用機械器具」、東京では「一般産業用機械」に分類されるなど差異が生じています。最低賃金額については、地域ごとの物価水準等を考慮の上、各地方最低賃金審議会での検討が望ましいですが、分類にあたっては、中央最低賃金審議会が一律の基準を示し、地域によって差異が出ることを防ぐよう国へ働きかけてください。なお、その際には企業実態に則したものとなるよう、必ず企業現場の視察を実施してください。

#### (7) 障害者の自立支援に関わる総合的な地域連携の強化を図ること

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政(福祉・労働・教育等)の連携事例集の作成と、連携を強化・徹底する取り組みにより、障害者の自立に向けた生活支援、就労支援を充実させ、障害の有無を問わず、誰もが人間らしく働き、暮らすことのできる福祉社会づくりを強力に推進してください。

## (8) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進を図ること

障害者の自立を支援するために、企業における障害者雇用の促進が図られ、特に中小企業での障害者雇用の促進が国の重点政策としても掲げられています。以下の諸項目に関して、国への要請ならびに、県としての取り組みを進めてください。

- 1) 初めて障害者を雇用する中小企業に対して「ファースト・ステップ奨励金」が支給されますが、法定雇用率での雇用を求められない常用労働者数56人未満の企業にも対象を拡大するよう、国等の機関に要請してください。
- 2) 特定求職者雇用開発助成金における中小企業への助成期間は、対象労働者により最長1年半～2年となっていますが、実際の雇用現場では教育に3年以上かかります。この点にご配慮いただき、助成金額枠の拡大もしくは助成期間の延長を国等の機関に要請してください。
- 3) 各種施策の利用対象要件に、ハローワーク経由での雇用が要件とされることが少なくありませんが、雇用経緯や現場を見た上での柔軟な対応ができるよう国等の機関に要請してください。

また愛知県においては、愛知県障害者定着奨励金の拡充、社内体制整備への支援、実践企業の事例紹介等既存施策のさらなる充実と実態に則した新施策の拡充を行ってください。また、雇用現場を常に把握する取り組みを進めてください。特に、愛知県が外部業者へ委託する障害者の雇用を促進する事業においては、現場へ足を運び、実態を掴むことでさらに有効な事業へとスパイラルアップさせていくことを期待します。

## 9. 地域ごとに特色のある地域産業政策を強化し、豊かな地域づくりと安心できる県民生活を

### (1) 県内各地域の特色を活かした内需を成長させる地域産業政策を展開すること

愛知県は、農林水産業、地場産業や伝統産業、鉱工業や情報・流通・サービス業、ビジネス支援産業などがバランス良く存在し地力のある地域といえます。その保有する地域の資源や特色を最大限に活かすことで内需の循環成長をはかり、輸出入や外国人労働力などに過度に依存しない足腰の強い地域産業政策を展開して、愛知県内各地域の中小企業の成長を促してください。

### (2) 市町村における「中小企業地域活性化条例（仮称）」策定を支援促進すること

地域の特色ある産業政策や中小企業政策、及び地域環境の課題に応じた独自の地域政策が行えるように条例制定への働きかけと市町村行政体制への支援を行ってください。

### (3) 安心して働き、消費購買力も高まる、循環調和型の地域づくりをすすめること

大型小売店進出の影響による商店街の疲弊や、教育や生活基盤を保障されない外国人の急増など地域環境のバランスが崩れて各種の問題を指摘する声が増加しています。高齢者や子供も安心して暮らせる豊かで憩いのある地域づくり、そして福祉や教育・保育施設や環境保全、防災対策などが充実して、安心して働くことができ、消費購買力も向上される循環調和型の地域づくりへと強力な推進を行ってください。

**(4) 地域の実情にきめ細かく対応し、真に効果的な政策が実行可能な行政を構想すること**

道州制や広域行政、地方分権などが検討議論されていますが、地域ごとの特性や実情にきめ細かく、かつ、参画意識を高めた真に効果的な政策を行うためには地域に近い行政機関や拠点は不可欠です。それぞれの県や市町村における長い歴史や自然条件などを背景とした独自の役割が損なわれないよう、地域と中小企業の活性化が実現できる方向をめざした行政のあり方を検討してください。

**(5) 「地域政策」「産業政策」「中小企業政策」を三位一体ですすめること**

地域の活性化には「地域政策」「産業政策」「中小企業政策」が三位一体で進められることが重要といわれています。この三分野の基本戦略を明確に打ち出し相互連携を強めることで総合的且つ相乗的に地域力が高められるよう配慮してください。当会としても、積極的に地域力を高める企業づくり地域づくりに取り組んでいきたいと考えます。

**(6) 産業政策の基礎データとなる産業連関表を、各自治体で整備するよう働きかけること**

地域の実態を把握し、政策に展開していくには、地域社会の基礎的データ、統計が不可欠です。各市町村レベルでの産業連関表の作成、分析による域内経済循環の客観的把握に必要な指導と支援を早急に行ってください。

あわせて域内波及効果を算出し、これを拡大する、さらには「地域内再投資力<sup>26</sup>」の拡大という視角からの県内経済ビジョンの策定を行ってください。

**(7) 伝統産業や地場産業に対する地域ビジョンや政策ポリシーを明確に打ち出すこと**

焼き物、絞り、七宝、和紙などの伝統工芸や抹茶、瓦、繊維などの地場産業、地の物としての農林水産物および加工品など、産地力のある多くの業種や地域資源が、原油・原材料高騰や環境要因により維持継承の危機に陥っています。愛知は芸どころとしても有名な土地柄であるにもかかわらず、地域の重要な文化資源が今まさに失われつつあります。一般の産業政策に埋没させず、伝統産業や地場産業を地域の文化としてどう継続的に発展させるのか、地域としてのポリシーを明確にしてください。

グローバル化が進む中で、地域オリジナル資源の存在価値や意義をはっきり打ち出すことで、愛知の魅力が世界に発信されます。地域産業集積や生活文化の厚み、本物の技術、持ち味などを育成して、上からの画一的なありきたりのものではない産地政策をすすめてください。

---

<sup>26</sup> 岡田知弘[2005]『地域づくりの経済学入門 地域内再投資力論』自治体研究社、より。

## (8) 広く県外・国外から人材を惹きつける創造都市政策を推進すること

「あいち産業労働ビジョン」における「施策の柱3：グローバル展開への対応・内外交流の拡大」のなかで観光客誘致に関して“MICE”に関して言及されています<sup>27</sup>。この点について誘致に留まらず、愛知県が研究者や芸術家をはじめとした人材を惹きつけ、そういった人材が集まりたいと思える地域としていく創造都市政策を積極的に推進してください。

「創造都市」では「新たなものを創出する能力」を「都市」が本来持つ力を触媒とすることで高め、またそのための仕組みを都市全体を俯瞰することでデザインしていくことにポイントがあります。具体的事例としても、国外ではイタリアのボローニャ、国内では神奈川県横浜市、石川県金沢市など各地で取り組みが進められつつあります。そしてそのキーポイントには、地域に存在する中小企業の集積と多様性、企業間のネットワークの構築に重きが置かれています。さらに、文化的側面では、2010年に開催された「あいちトリエンナーレ」のような取り組みも、多様な人材を惹きつけることにつながります。

以上を念頭に、愛知県においても MICE の誘致による文化的、科学的恩恵を愛知県全体が享受し、さらにその効果を面的に広げる起点となる情報の集積、知的刺激を与える雰囲気作りなど、包括的な都市政策としての視点を持った取り組みを期待します。

---

<sup>27</sup> 前掲『あいち産業労働ビジョン』24 ページ。

## IV 愛知中小企業家同友会と産学官連携の取り組み

### 1. 各行政関係委員の嘱託（最近2年間 ～は継続）

- ・環境省「中部環境パートナーシップオフィス運営委員」（2007年度～）
- ・愛知県「あいち・出会いと体験の道場推進協議会」（2006年度～）
- ・愛知県「新たな地球温暖化防止戦略検討委員会」（2009年度～）
- ・名古屋市「市民活動促進委員会」（2010年度～）
- ・名古屋市「低炭素都市なごや戦略実行計画協議会」（2009年度～）
- ・名古屋市「自殺対策連絡協議会」（2008年度～）
- ・名古屋市「名古屋市特別職報酬等審議会」（2009年度～）
- ・名古屋市「障害者就労支援推進会議」（2007年度～）
- ・名古屋市「モノづくり文化交流拠点構想・再検討業務委託事業者選定委員」（2009年度）
- ・名古屋市議会「基本条例制定研究会（有識者メンバー）」（2009年度）
- ・名古屋市教育委員会「「キャリア・マイスター判定委員」（2011年度）
- ・NHK名古屋「視聴者会議」（2010年度）
- ・愛知労働局委託事業（中部産業連盟）「高年齢者雇用制度普及推進会議」（2010年度）

### 2. 大学講座（講義）への講師派遣（2011年度のみ）

- ・愛知学院大学「特別経営講座A」（4～7月 13講座7名）
- ・愛知東邦大学「地域ビジネス特講IV」（4～7月 12講座7名）
- ・愛知工業大学「総合講義1・2」（5～7月 8講座8名）
- ・愛知学泉大学「業界研究」（5月 1講座1名）
- ・名古屋文理大学「中小企業の魅力を語る」（5月 1講座1名）
- ・愛知淑徳大学「インターンシップ概論」（6月 6講座6名）
- ・名古屋経済大学「キャリア基礎講座」（6～7月 4講義4名）
- ・名古屋市立大学人文社会学部「問題認識特講」（7月 1講座1名）
- ・名古屋市立大学経済学部「地域活性化論」（9～1月 15講座5名）

### 3. インターンシップ・職場実習（最近1年間）

- ・大学生インターンシップ（2011年度、36社で79名受け入れ、14年目）
- ・名古屋商業高校「就業体験学習」（4年目）
- ・愛知障害者職業センター「職業準備支援のインターンシップ」
- ・名古屋市精神保健福祉センターこころぼ模擬就労